

令和8年度阿賀野市結婚新生活支援事業ご利用の手引き

1. 概要

結婚に伴う新生活に係る費用を支援するため、新婚世帯の住宅取得やリフォーム、賃借、引越しに係る費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助対象者

以下の①～⑦すべてを満たす世帯が対象です。

- ① 令和8年1月1日から令和9年2月26日までに婚姻届を提出又は受理された世帯※1
- ② 夫婦双方の婚姻時年齢が39歳以下であること。
- ③ 夫婦の年間合計所得金額が500万円未満であること。※2
- ④ 夫婦双方が阿賀野市に住民登録を有し、かつ、補助金の交付を受けた日より2年以上継続して市内に居住する意思があること。※3
- ⑤ 夫婦の双方が市税を滞納していないこと。市外から転入している場合においては、転入前の市町村税についても滞納がないこと。
- ⑥ 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑦ 夫婦の双方が直近1年以内に下記ア～エから1つ以上実施していること。※4
ア…ライフデザイン支援講座(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む)やライフデザインシミュレーションを活用した自らのライフデザインの作成。
イ…プレコンセプションケアに関する講座の受講等。
ウ…医療機関へ妊娠・出産に係る相談を行っていること。
エ…共家事・共育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む)の受講等。

※1 令和9年2月26日以降に婚姻届を提出する予定の方は、別途ご相談ください。

※2 夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得(課税)証明書の期間と同一期間に返済した貸与型奨学金の返済額を控除します。

※3 住民登録の住所が申請に係る所在地であることを住民票の住所で確認します。ただし、住宅建設中などの理由により住民票を申請に係る住所に登録できない場合はこの限りではありません。

※4 各種講座の受講内容や方法、こういった講座が対象になるのかは、申請前に担当者までご確認ください。

3. 補助対象経費

令和8年4月1日から令和9年2月26日の間に支払った以下の経費とします。

対象経費	具体例
住居費(購入)※4	・結婚に伴い取得した住宅の購入費(新築・中古) ・工事請負費(新築のみ)
住居費(リフォーム)※5	・修繕、増築、改築、設備更新等

住居費（賃借）※6	・ 賃借住宅の家賃（最大3か月分）※7 ・ 敷金、礼金 ・ 共益費 ・ 仲介手数料
新居への引越費用	業者を使った引越費用（個人への謝礼は除く）

住宅取得・リフォーム費用を対象経費として申請する場合において、以下の市の補助事業の交付を受けているときは、当該補助事業の対象経費にかかる経費を申請することはできません。

・ 虹の架け橋住宅取得支援事業 ・ 住宅リフォーム支援事業 ・ 空き家リフォーム支援事業

※4 ・ 土地の購入費は対象外です。

・ 国の補助制度を受けている場合、申請できない場合があります。
・ 支払方法が、ローン返済の場合、土地取得費用・利息・手数料分は対象となりません。

※5 ・ 車庫、倉庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外です。

・ 国の補助制度を受けている場合、申請できない場合があります。
・ 支払方法が、ローン返済の場合、土地取得費用・利息・手数料分は対象となりません。

※6 契約名義人が夫婦以外（夫婦の親等）の場合は、対象外です。

※7 ・ 勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は補助金の対象になりません。

・ 婚姻前からの同居や、婚姻前に夫婦一方が居住していた住宅については、婚姻による同居開始日以降の賃借料及び引越費用に補助を行います。

4. 補助金額

① 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下で、対象経費が住宅取得・リフォーム費用の場合…1世帯あたり60万円（上限）

② 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下…1世帯あたり30万円（上限）

※実支出額が上限に満たない場合は実支出額（1,000円未満切り捨て）

5. 申請方法

申請から振込までの流れは以下のとおりです。

交付申請 →（交付決定）→ 実績報告・請求 →（補助金の額の確定）→（振込）

① 交付申請

要件に該当するか確認し、以下の書類を市役所2階まちづくり政策課まちづくり推進係まで提出してください。

No.	必要書類	備考	区分
1	交付申請書(様式第1号)		必須提出書類
2	内訳計算書		
3	婚姻届受理証明書又は 戸籍謄本の写し(1通)	令和8年1月1日から令和9年2月26日までの間に 婚姻したことが確認できるもの	必須提出書類
4	住民票の写し(1通)	夫婦双方の世帯主・続柄が記載され、同一世帯である ことを確認できるもの	
5	夫婦双方の所得(課税) 証明書	4月から6月までに申請する場合: <u>令和7年度</u> 課税分 (令和6年分の所得) 7月から3月までに申請する場合: <u>令和8年度</u> 課税分 (令和7年分の所得)	
6	夫婦双方の納税証明書	市区町村長が発行する <u>令和7年度</u> の納税証明書	
7	同意書兼誓約書 (様式第2号)		
8	講座等の実施・受講を確認 できる書類	「2. 補助対象者⑦」における講座等の受講や実施を 確認することができる書類 ア…ライフデザイン支援講座 →受講の確認ができるもの、作成したライフデザイン イ…プレコンセプションケア講座 →受講の確認ができるもの ウ医療機関への妊娠・出産に係る相談 →領収書、証明書、診療明細 エ…共家事・子育て講座 →受講が確認できるもの、	
9	住宅の売買契約書または 請負契約書の写し	契約日、金額、買主・売主双方の捺印を確認できるも の	住宅取得
10	住宅のリフォームに係る 見積書等		リフォーム費用
11	住宅賃貸借契約書の写し	家賃や初期費用の内訳が確認できるもの	住宅費 (賃借)
12	引越費用に係る見積書等		引越費用
13	貸与型奨学金返済証明書	貸与型奨学金の返済が確認できるもの	該当した場合

必須提出書類

- ・ 各種証明書については、それぞれ発行手数料がかかります。
(参考) 阿賀野市で全ての証明書等を用意できる場合は、手数料 1,950 円です。
(戸籍謄本 450 円 + 住民票謄本 300 円 + (所得課税証明書 300 円 × 2 人分) + (納税証明書 300 円 × 2 人分))
- ・ 所得(課税)証明書は、申請月によって発行先の市区町村と証明書の年度が異なります。
【4月～6月に申請する場合】
令和7年1月1日時点で住民登録のあった市町村から令和7年度課税分の証明書を発行。
【7月～3月に申請する場合】
令和8年1月1日時点で住民登録のあった市町村から令和8年度課税分の証明書を発行。
- ・ 納税証明書は、令和7年1月1日時点で住民登録のあった市町村から令和7年度の納税証明書を発行してください。

住宅取得提出書類

契約日、金額、買主・売主双方の捺印を確認します。婚姻日前に住宅を取得した場合は、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であることが条件となります。

リフォーム費用提出書類

対象外となる費用が含まれていないかの確認が必要となります。婚姻日前にリフォームした場合は、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であることが条件となります。

宅賃借費用提出書類

住宅の賃借契約書は、原本をコピーしてお持ちください。初期費用(敷金、礼金、仲介手数料等)について契約書に金額の記載がない場合は、重要事項説明書や請求書等、初期費用分の金額が分かる書類の写しを別途添付してください。婚姻日前に賃借した住宅の場合は、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であることが条件となります。

引越費用提出書類

対象外となる不用品の処分や家電設備工事費用等が含まれていないかの確認が必要となります。婚姻日前に引越しした場合は、婚姻を機とした引越しであって、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であることが条件となります。

② 実績報告・請求

対象経費の支払いが完了したら、以下の書類を市役所 2 階まちづくり政策課まちづくり推進係まで提出してください。

No.	必要書類	備考	区分
1	住居費に係る領収書等	住居費に係る支払いが確認できるもの	住宅取得・リフォーム費用・賃借費用
2	引越費用に係る領収書等	引越業者等への支払いが確認できるもの	引越費用
3	住宅手当支給証明書 (第 8 号様式)		賃借費用

住宅手当支給証明書

住宅手当支給証明書は、住宅手当を支給していない場合でも、「手当の支給なし」にチェックをしたものを提出してください。

6. 受付期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 9 年 2 月 26 日（金）

※対象となる経費の支払いが令和 8 年度実施事業期間中に発生する場合は、実績報告書の提出も 2 月 26 日までに必要です。

※予算額に達した場合は、受付を終了します。

※令和 9 年 2 月 26 日以降に婚姻届を提出する予定の方は、別途ご相談ください。

7. 補助金の交付決定

交付申請書類を市が受理した後、その内容を審査し、交付を決定した場合は、申請者へ「阿賀野市結婚新生活支援補助金交付対象者認定通知書」と「阿賀野市結婚新生活支援補助金交付決定通知書」を郵送します。

住居費等の申請をするにあたり、補助対象期間内に対象経費が発生しない世帯については、交付認定通知書のみを申請者へ郵送します。

8. 補助金の額の確定・支払い

実績報告書類を市が受理した後、その内容を審査し、補助金の額を確定し、申請者へ「阿賀野市結婚新生活支援補助金確定通知書」を郵送します。

※審査期間は、概ね 2 週間程度いただきます。

9. 補助対象期間内に対象経費が発生しない又は年度内に補助上限額に達しない場合

住居費等の申請するにあたり、補助対象期間内に対象経費が発生しない又は年度内に対象経費が補助上限額に達しない場合は、次年度に再度申請することで、補助上限額の残額分を継続して補助しま

す。※その場合も、今年度中に交付申請は行う必要があります。また、次年度の交付を確約するものではありません。

10. 交付決定の取り消しおよび変換

交付決定者が以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合があります。

(1) この告示の規定に違反した場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 補助金の交付日から2年未満で当市から転出した場合

ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものと市長が認めるときは、この限りではありません。

11. 申請受付場所・お問い合わせ

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市役所 総務部 まちづくり政策課

まちづくり推進係

電話 0250-61-2502 (直通)

FAX 0250-62-0281

E-mail machizukuri-seisaku@city.agano.niigata.jp